

## 第28回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成21年2月20日（金）13:00～

場所 札幌テレビ塔 2階「あかしあ・はまなす」

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 分野別審議について
- (2) 次回（第29回）委員会について
- (3) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

- 資料1 道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）
- 資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（関係分）
- 資料3 整理案1 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示  
整理案2 「条例による法令の上書き権」の創設
- 資料4 関連資料（プラチナワティーク、地域医療、地域振興関係）
- 資料5-1 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設
- 資料5-2 地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の拡大

## 第28回北海道道州制特別区域提案検討委員会出席者名簿

### 【委 員】

	氏 名	職 業
会長	井上久志	北海道大学大学院経済学研究科教授
副会長	五十嵐智嘉子	(社) 北海道総合調査研究会常務理事
委員	福士明	札幌大学法学部教授
委員	山本光子	(株)電通北海道プランニングディレクター

### 【事 務 局】

氏 名	役 職
川城邦彦	北海道企画振興部地域主権局 局長
出光英哉	同 局次長
志田文毅	同 参事
渡辺明彦	同 参事

## 道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分： (1) 道民提案継続検討分 (2) 五十嵐委員提案分 (3) その後の道民提案追加分

区分	分類	項目	No	委員会検討				
				24回	25回	26回	27回	28回
(1)	A 地域医療	地域での臨床研修義務化	2	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			
		潜在医師・外国人医師の招致	3		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		期間限定交代制の導入	4		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		診療報酬の特例措置	7		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	
		看護学校の定員増・奨学金拡充	8		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		養成施設指定権限移譲等	9		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		保健師・助産師・看護師の養成施設の基準の設定等	206		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
		外国人人材受入れの促進	10		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		標準医師数の算定方法緩和	12		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		看護職員の配置基準緩和	13		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
	D 経済振興	病院、診療所の人員及び施設の基準	207		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		カジノの振興	54					
		(小樽市への) カジノの設置(誘致)	215					
		自由貿易地域指定	69					
		空港の一括管理	75	<input type="circle"/>				
	H 地域振興	千歳空港のハブ空港化	221	<input type="circle"/>				
		2重・3重行政の解消	125					
		<国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示>	130				<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
18件								
(2)	A 地域医療	臨床研修病院の指定・監督	245	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		
		臨床研修先の限定	246	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			
		外国人向けの外国人医師等の招致等	247	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			
		医療関係学部の定員増	248	<input type="circle"/>				
		保健師等の学校・養成施設の指定・監督	249	<input type="circle"/>				
		医師標準数の設定(過疎地域)	250	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			
		訪問看護師の業務・役割の拡大	251	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			
		介護福祉士の業務・役割の拡大	252	<input type="circle"/>				
		地域救急体制の強化(緊急自動車の拡大)	253	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			
9件	A 地域医療	公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例	255		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
		D 経済振興	256	<input type="circle"/>				
		E 雇用	257	<input type="circle"/>				
	H 地域振興	郵便局の役場の支所化	258	<input type="circle"/>			<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
		<郵便局への役場業務の委託可能範囲拡大>						
		政令市の法定要件緩和	259	<input type="circle"/>				
		国有林など国有財産の移管	260	<input type="circle"/>				
		都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	261	<input type="circle"/>				
		広域連合への地方交付税交付	262	<input type="circle"/>			<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
		社会資本関係業務の地方独立行政法人化	263	<input type="circle"/>			<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
		相続税に係る特例	264	<input type="circle"/>				
		木造建造物に係る基準の特例	265	<input type="circle"/>				
		F M放送波の地方自治体への割り当て	266	<input type="circle"/>			<input type="circle"/>	
		自動車ナンバーの特例	267	<input type="circle"/>				
14件	J 福祉	社会保障関係法の条例化	268	<input type="circle"/>			<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
		<条例による法令の上書き>						

注) 1) 上記項目は、第23回委員会において、第1次整理されたもの(ただし、No.125・130は後に追加)

2) 太字は、第24回～第26回委員会の審議の結果、再度検討を行うと整理されたもの

3) 太字は、2)のうち、第4回答申に向け更に検討していくとされたもの

※ <>内は、当該項目に関連して審議する検討項目

4) 「○」は検討、「◎」は整理案検討を示す。

### <参考> 庁内提案

項目	No	委員会検討				
		24回	25回	26回	27回	28回
健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	①			<input type="circle"/>		<input type="circle"/>
地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の拡大	②			<input type="circle"/>		<input type="circle"/>

資料

## 【特区提案として検討すべきもの】 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

大分類	A 地域医療対策
中分類	地方病院の経営健全化

**大分類 A 地域医療対策**

**中分類 医療従事者の地域配置は是正**

小分類	細分類	概 要	提携数 量多く る	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
地方勤務 詔導	7 診療報酬の特 例措置	診療報酬で地方勤務の加算を行ない、ら複数の区分から設ける。	2 1	・診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険監督委員会に諮問し、その意見を参考して定め、健康保険法第16条第2項の規定に基づいて定めている。 ・また、健康保険の財政運営は全国ブールで行われており、財源は保険者からの拠出金(保険料、国庫負担・補助)によって賄われている。世間医療対策や医師不足問題などのに対応するため、毎年度に診療報酬の見直しを検討している。	・健康保険法及び関係法令の改正	【メリット】 ・各地方の診療報酬引き上げ、これに見合った診療報酬の引き下げが可能となるか ・一部の診療報酬の増加などによる診療費じる自のの負担の緩和には全国の各医療保険の算定要解を得ることが難しい。 【デメリット】 ・北海道だけ医療費が増加などによる診療報酬の引き下げる結果的に保険料率が高くなる。 ・他の算定要解との違いは全国の各医療保険の算定要解を得ることが難しい。	【メリット】 ・各地方の実情に応じた指定によつて、道内養成数の確保が図られる。 ・施設基準の設定(緩和)によって経営的な安定が図られる。 ・施設が道に一元化され、設置者指揮が整備される。(現行では養成所の指揮とは別に、知事が専修学校としての認可をリリット) ・独自性下や、教育内容が不利になる可能性がある。	保 健 医 療 政 策 課	2006A 3061A
看護職員 確保	2 0 6 保健師、助産師、看護師の基 準、施設の基 準の設定等	保健師、助産師、看護師の基準、施設の基準の設定をする。	1 1	・保健師助産師看護師法 § 19・§ 20・§ 21等により、施設基準の設定、施設の指定のいずれにも、施設基準については保健師助産師看護師法は同法施行令などにより規定されている。 ・施設の指定については、大学等は文部科学大臣、養成所は厚生労働大臣などなっている。	・保健師助産師看護師法及び関係法令の改正 ・指定調査等のための経費	【メリット】 ・道内各地方の実情に応じた指定によつて、道内養成数の確保が図られる。 ・施設基準の設定(緩和)によって経営的な安定が図られる。 【デメリット】 ・指揮が整備される。 ・道内各地方の実情に応じた指定によつて、道内養成数の確保が図られる。 ・施設基準の設定(緩和)によって経営的な安定が図られる。	保 健 医 療 政 策 課	1226A	
	2 4 9 保健師等の学 校・養成施設の指 定・監督	高齢者医療等に重要な役割を担つている保健師、理学療法士、作業療法士、それぞれの免許が必要な看護師、助産師、看護師等に係る学校・養成施設の指定・監督する。	1 1	・保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、それぞれの免許が必要な看護師、助産師、看護師等に係る学校・養成施設の指定・監督する。	・保助看法など関係法令の改正	【メリット】 ・道内各地方の実情に応じた指定によつて、道内養成数の確保が図られる。 【デメリット】 ・指揮が整備される。 ・道内各地方の実情に応じた指定によつて、道内養成数の確保が図られる。 ・施設基準の設定(緩和)によって経営的な安定が図られる。	保 健 医 療 政 策 課	-	

正偏在地の医療従事者の対策

小分類	細分類	概要	提案数 提出 件数 増 減	事実関係等の整理	実現するためと考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課 題 推進 室 医療 保健 監修	個票 番号
地方勤務 医療保 障	2.4.5 臨床研修病院 の指定・監督	臨床研修病院の指定・監督 監修限額を厚生大臣から道知事 へ移譲する。	1 1	臨床研修は、医師法 § 16-2により、「医学を専門とする厚生大臣の指定する病院」で2年以上必要。臨床研修院の定員は、原則として、受け入れる研修医の数又は年間入院床数を10で除した数を越えないことがある。	・ 医師法及び関係法令の改正	【メリット】に基づき、都市部での臨床研修医の限額を制限するなどにより、地方勤務の指定権限等を移譲する。【デメリット】臨床研修病院の指定権限等を確保するだけではなく、地方勤務を確保する効果は期待できない。 ・ 臨床研修が道外に流出するおそれがある。		-	-
看護職員 確保	2.4.8 医療監修部 の定員増	医学部以外の公立・私立大 学に看護系学部の入学者を 増やし、文部科学省が認可する。	1 1	取扱定員等を記載した学則を変更する 場合、公立大学への届出登録料金の総額が増 加する場合(学部会議が開催されると後)。	・ 学校教育法及び関係 法令の改正	【メリット】看護士の簡素化、効率化により、看護 師の入学定員増加が可能である。 【デメリット】定員増に伴う増築や看護教員の増等、 ハート・ソフト両面に伴う学生数・受講者数が増 加するが、少子化であることから、経営面で考 慮が必要となる。		総 合 政 策 課	-

大分類	A 地域医療対策
中分類	その他

大分類 中分類 D 經濟 銀光振興

大分類 D 経済  
中分類 その他

大分類 H 地域振興対策  
中分類 地方自治の強化

小分類	細分類	概要	提案数 提出済 除外	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係課 部課	個票番号
基礎自治 体の強化	1.2.5 2重、3重行 政の解消	開発局、経済産業局など、 開発局、経済産業局などを解消し、 無駄を解消する。	1 1	道内の地方支分部局の職員数は、 20,174人となっている。（18.11.14現在。 H18.4.12政令提出資料） ※ 3種固定され州制改編の実施区への事務移管を行った上で、北海道道 道や行政状況等を踏まえ体制を定める所とすると、 道の実態を考慮する要件を入力評議するものとする。	・ 国の地方支分部局との機能等統合の検討	【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・ 種類似する業務を一元化するサービスを提供により、生産性を向上させることができる。 ・ 宅口等の一本化を図ることができる。 【デメリット】 ・ 地元の理解が必要。	【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・ 種類似する業務を一元化するサービスを提供により、生産性を向上させることができる。 ・ 宅口等の一本化を図ることができる。 【デメリット】 ・ 地元の理解が必要。	企) 地域主権事 業部課	3006H
1.3.1 2重、3重行 政の解消	開発局、経済産業局など、 2重、3重の行政を解消し、 無駄を解消する。	郵便局で役場の業務 を行えるようにする。	1 0	(No. 125に同じ)	(No. 125に同じ)	(No. 125に同じ)	(No. 125に同じ)	企) 地域主権事 業部課	3006H
2.5.8	郵便局の役場 の支所化	郵便局で役場の業務 を行えるようにする。	1 1	市町村は支所、出張所を設けることがで きる。（地方自治法115条） ・ 住民票の受 写し、納税証明書など の交付の請求がよく 利用する市町村の特定の事務には （地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する法律）	・ 地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する法律の改正等	【メリット】 ・ 住民サービスの向上 ・ 市町村の組織及び運営の合理化に資す る。 【デメリット】 ・ 郵便局職員への地方公務員法の適用（郵便局職員への地方公務員の身分か）、市町村内長官の指揮監督によるなど、詳細な制度設計が必要。 ・ 向け課便局による費用の負担や算定のあり方についても検討が必要。	【メリット】 ・ おける取扱いに関する法律の改正等	企) 地域主権事 業部課	3322H
その他	2.6.2 広域連合への 地方交付税交 付	広域連合にも地方交付税を 交付する。	1 1	地方交付税は、地方公共団体間の財源 の不均衡の調整を目的とするもので、地方に ある財源を保有するためのものである。 ・ 地方自治体を組織している地方自治体 には、交付税の算定方法第1.3条第1項 （地方の広域連合は、1.1団体ある（厚生 福祉4、環境衛生5、教育1、その他））	・ 地方交付税法の特例	【メリット】 ・ 広域連合の財源が増加する場合は、広 域連合が行う広域的な行政目的を達成され るところが期待される。 【デメリット】 ・ 広域連合は構成市町村等の分担金をもとに して地元等が予交付税を交付するものである。 ・ 他の市町村等が予交付税を交付する場合に、都道 府県及地方交付税の交付額を加算することと は、地元等が予交付税の交付額が複数の簡便化に 伴うことは、進行する。	【メリット】 ・ 地方交付税の財源が増加する場合は、広 域連合が行う広域的な行政目的を達成され るところが期待される。 【デメリット】 ・ 広域連合は構成市町村等の分担金をもとに して地元等が予交付税を交付するものである。 ・ 他の市町村等が予交付税を交付する場合に、都道 府県及地方交付税の交付額を加算することと は、地元等が予交付税の交付額が複数の簡便化に 伴うことは、進行する。	企) 地域主権事 業部課	3318H

## ④ 地域振興対策

大分類 H 地域振興対策  
中分類 地域活性化

小分類	細分類	概要	提案数 残 削除	事実関係等の整理	実現するためを考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
その他	2.6.6 FM放送波の地方自治体への割り当て	FM放送の周波数を放送波に割り当てるために、原則的に各地方自治体へ割り当てる電波出力、技術、電波料金にかかる基準を定めます。	1	国は、国内外で受信をより広くするために、可能な周波数を、相互通信で受信を許すために、原則的に各地方自治体へ割り当てる電波出力を、原則的に各地方自治体へ割り当てる電波出力、技術、電波料金にかかる基準を定めます。	電波法の特例	(メリット) ・住民や消費者などともに、産業振興に資する。 (デメリット) ・地域を訪れた観光客に地域に距離を離してため、行政と住民の距離を縮めます。 ・電波法による規制がなく過密に他の利用希望者との間で競争が必要であり、新たな設備投資や電波使用料の支払が増加する。	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	企画部	2302H

大分類 J 福祉  
中分類 福祉

小分類	細分類	概要	提案数 残 削除	事実関係等の整理	実現するためを考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
福祉	2.6.8 社会保障関係法の条例化	社会保険関係の各法、児童福祉法上の保管所の許認可を北海道が条例化する。	1	生命、健康に係る最低限の基準を守る社会保険法など社会保険法25条(生存権)の趣旨に沿って定めることが望ましい。 ・保育所の認可是都道府県の権限。	社会保障関係法の特別	(メリット) ・保健所の施設設備や職員配置などについて、地域の実情に応じた適切な保育サービスの提供ができるようになる可能性がある。 (デメリット) ・新たな道の基準が道以外の地図からして下回るところではない。上回ることも看過できることもあれば、その財源措置が必要となる	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	保全課	3315J

## 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示

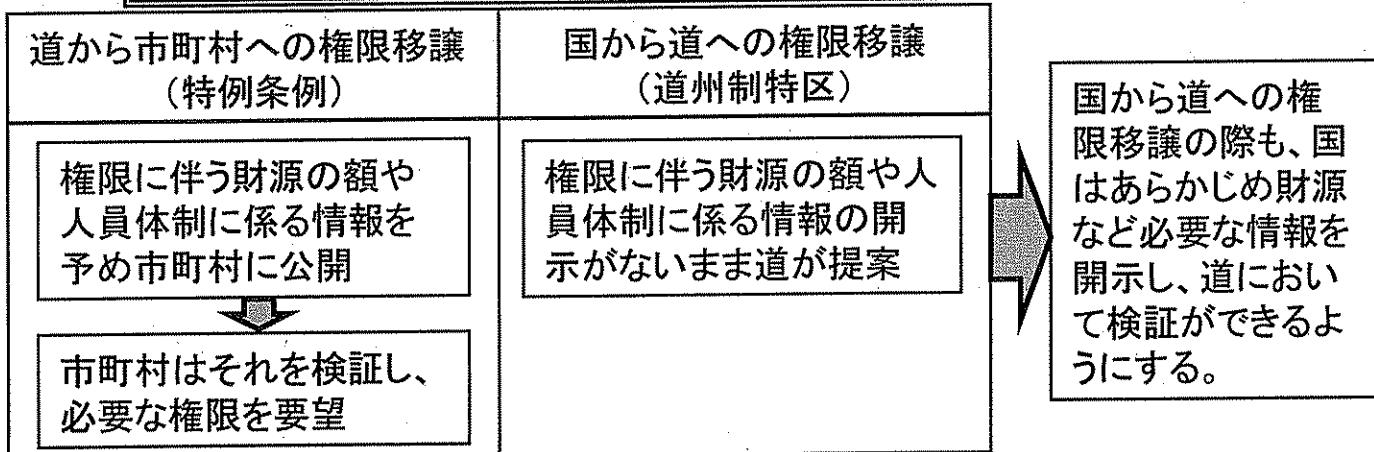
- 現状**
- ・地方分権改革推進委員会の第2次勧告において国の出先機関の統廃合が打ち出された。
  - ・これは道が平成16年に提案した「二段階統合論」と基本的方向は一致しているが、国の出先機関の統廃合と同時並行でこれらの機関から道への権限移譲を進めることが必要。

- 課題**
- ・道から市町村への権限移譲においては、道は市町村に対し権限移譲に伴う財源についてあらかじめリストとして示し、移譲を求めるかどうか判断してもらっているところ。
  - ・これに対し、国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案については、道は財源等について検証できないまま移譲を求めている状況。

[ なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、国に公開を求めるべきるのは「行政文書」に限られ、新たな資料の作成を求めることはできない。 ]

### 目指すすがた

## 国の出先機関に関する予算・人員等の情報開示



道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、道(特定広域団体)が事前に財源や人員などがわかった上で、移譲を求めることができるよう、国が特定広域団体に対して情報開示を行うことを道州制特区基本方針の中に明記する。



特定広域団体が提案を検討する際に必要な国との情報の開示を保障

## 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲等後					
		区分	内容				
イメージ図	<p>【国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】</p> <p>○ 国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲等の提案については、特定広域団体は財源等について検証できまま移譲を求めている。</p>	<p>【国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】</p> <p>○ 道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、事前に財源や人員体制等を把握した上で移譲を求めることができるよう、特定広域団体に対する情報開示の特例を認める。</p>	<table border="1"> <tr> <td>道州制特別区域基本方針</td> <td>道州制特別区域基本方針が国に当たり、それに伴う予算や人員体制等に係る情報を事前に求めることができるとともに、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を、基本方針に追加する。</td> </tr> </table>	道州制特別区域基本方針	道州制特別区域基本方針が国に当たり、それに伴う予算や人員体制等に係る情報を事前に求めることができるとともに、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を、基本方針に追加する。		
道州制特別区域基本方針	道州制特別区域基本方針が国に当たり、それに伴う予算や人員体制等に係る情報を事前に求めることができるとともに、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を、基本方針に追加する。						
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>道州制特別区域基本方針</td> <td>道州制特別区域推進法 § 5①の規定に基づき、基本方針が定められているが、国の出先機関の予算や人員体制等に関する情報開示を求める条項はない。</td> </tr> </table>	区分	内容	道州制特別区域基本方針	道州制特別区域推進法 § 5①の規定に基づき、基本方針が定められているが、国の出先機関の予算や人員体制等に関する情報開示を求める条項はない。	<p>特定広域団体において、権限及びそれに係る予算、人員体制等について、その内容を事前に把握し、その権限移譲に係る検証を行うことができる。</p>	
区分	内容						
道州制特別区域基本方針	道州制特別区域推進法 § 5①の規定に基づき、基本方針が定められているが、国の出先機関の予算や人員体制等に関する情報開示を求める条項はない。						
法令制度		<p>【特区提案】</p> <p>○ 道州制特別区域基本方針に、特定広域団体が道州制特別区域基本方針の変更提案をしようとする場合は、事前に国に対してその変更提案に伴う予算や人員体制等に係る情報開示を求めることができ、その申し出があつた場合、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を追加する。</p>	<p>○ 道州制特別区域基本方針</p> <p>1 広域行政の推進の意義及び目標</p> <p>2 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>3 広域行政の推進に關し政府が講ずべき措置についての計画</p> <p>4 道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項</p> <p>5 広域行政の推進の評価に関する基本的な事項 (略)</p>				

法 令	旅券法	No.	01-16-01
最小基本単位	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	条例化	

基 本 情 報	区分	保健・医療・福祉	パッケージ	パスポート
	規 模	受入体制等の条件整備が整った市町村及び特例市・中核市・指定都市が対象		
	移 譲 条 件	・IC旅券交付端末を整備すること。 ・庁舎内、または、近隣での利便施設（写真、印紙、証紙売店等）を確保すること。 *ただし、住民への事前周知に努めれば、確保が困難な場合でも移譲が可能		
	そ の 他	・支庁申請と同様の処理日数で窓口開設が可能であること *離島所在市町では緩和		
	移譲済 団体数	法定移譲なし		
	特例条例	9市16町（うち新規移譲7町）		
	道担当部 課	本 庁 等 支 庁 等	知事政策部 知事室 國際課 國際企画グループ、パスポートグループ 支庁 地域振興部 総務課 総務係（石狩支庁を除く。）	
	備 考	移譲先市町村において第1号、第6号若しくは第7号の申請、第8号の届出、第10号の返納又は第12号の申出（以下「申請等」という。）を行う者が、移譲先市町村の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限る。 ただし、急を要する申請等の場合その他の規則で定める場合に係るものは、この限りでない。		

No.	根拠法令	内 容		H18.全道 処分件数	H19交付金 単価
1	旅券法	3条1項	一般旅券の発給の申請の受理	117,619	1,350
2		3条2項ただし書	申請者の身分上の事実の確認	0	No.1 に含む
3		3条2項2号	申請者の身分上の事実の認定	0	No.1 に含む
4		3条3項	申請者が人違いでないこと等の確認	0	No.1 に含む
5		8条1項(10条4項 及び12条3項で 準用する場合を 含む)	一般旅券の交付	0	No.1 に含む
6		10条1項ただし 書	一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理	2,876	136
7		12条1項	一般旅券の査証欄の増補の申請の受理	176	345
8		17条1項及び2項	一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理	0	No.1 に含む
9		17条3項	届出者が人違いでないこと等の確認	0	No.1 に含む
10		19条5項	一般旅券の返納の受理	0	No.1 に含む
11		19条6項	返納を受けた一般旅券の還付	0	No.1 に含む
12		3条1項	申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理	0	No.1 に含む
13		3条2項	出頭した者が申請者の指定した者であるとの確認	0	No.1 に含む

注) 全道処分件数は、特例条例による移譲済み市町村分を含めたもの

事務概要	<p><b>【一般旅券の申請受理・交付等】</b> 市町村窓口において、①旅券（パスポート）の新規発給、②旅券の記載事項の訂正（本籍地、姓名の変更等）、③旅券査証欄の増補（ビザを押印するページの増）などに係る申請書及び添付書類等の審査・受理及び交付（旅券の作成は道において行う。）。</p> <p><b>【旅券の紛失または焼失の届出】</b> 市町村窓口において、旅券を紛失した場合の届出の受理。</p> <p><b>【返納旅券の受理及び還付】</b> 市町村窓口において、失効旅券の受理及び保有を希望する名義人への還付。</p>
	<pre> graph LR     A[申告者] -- "申請書提出" --&gt; B["市町村 一次審査 申請書記載事項の確認 本人確認"]     B -- "送付" --&gt; C["道(パスポートセンター) 二次審査 申請書記載事項の確認等 旅券作成 外務省ヘデータ送信 (二重発給・犯罪歴確認) 旅券作成 完成検査 作成後の旅券検査"]     C -- "送付" --&gt; D["市町村 交付 本人確認"]     D -- "旅券の交付" --&gt; A </pre>

事務の概要	<pre> graph LR     A[申告者] -- "申請書提出" --&gt; B["市町村 一次審査 申請書記載事項の確認 本人確認"]     B -- "送付" --&gt; C["道(パスポートセンター) 二次審査 申請書記載事項の確認等 旅券作成 外務省ヘデータ送信 (二重発給・犯罪歴確認) 旅券作成 完成検査 作成後の旅券検査"]     C -- "送付" --&gt; D["市町村 交付 本人確認"]     D -- "旅券の交付" --&gt; A </pre>
	<p>○ 处理基準 旅券法、旅券法施行令、旅券法施行規則、外務省処理基準</p> <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、権限移譲市町村への申請は、当該市町村に住民登録のある者に限定。</li> <li>旅券作成業務は、パスポートセンターでのみ実施。</li> <li>緊急発給、業務早期発給等、旅券作成を行う道でのみ対応可能な事務は市町村に移譲しない。</li> <li>移譲時期については、4月以外でも可（移譲要望集約の際に明記のこと）。</li> <li>権限移譲の基本的な考え方を移譲要望集約前に整理し、全市町村へ配布予定。</li> </ul> <p>(国や道の定めた処理基準・他の事務との関係ほか)</p>

事務量・必要な事務処理体制等	想定される事務量 (年間処理件数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般旅券の発給申請受理・交付 1件当たり22分程度（年間処理件数は市町村により多寡有）</li> <li>記載事項訂正申請の受理・交付 1件当たり 2.2分程度（年間処理件数は市町村により多寡有）</li> <li>査証欄増補申請の受理・交付 1件当たり 5.5分程度（年間処理件数は市町村により多寡有）</li> </ul> <p>* 市町村によって申請件数に差がありますので、件数データの詳細は各支庁総務課総務係（石狩支庁管内の市町村は本庁国際課国際企画グループ）へお問い合わせください。</p>
	整備が必要な組織体制等 (人員・資格者・機器等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎内又は近隣でのパスポート用写真、収入印紙、収入証紙売店等の利便施設の確保すること（困難な場合は、住民への事前周知に努める）。</li> <li>I C旅券交付端末の整備等が可能のこと。</li> <li>原則、支庁申請と同様の処理日数で窓口開設が可能であること（離島所在市町における処理日数要件は緩和する）。</li> <li>事務従事者は正職員1名以上（他業務との兼務可）を申請件数の多寡に応じて配置すること。ただし、正職員による支援体制があれば嘱託職員、臨時職員による対応も可。</li> </ul>
	整備が必要な条例・規則等	特になし
	住民への周知の必要性	移譲市町村における旅券事務の実施に当たっては、住民が混乱することなく適切な申請窓口で申請を行うことができるよう、市町村広報誌などを通じ、住民に対し十分な周知が必要。
	実際の事務手続き上の留意点・アドバイス	特になし

道の 処理 状況	事務量 (年間処理件数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般旅券の発給 115,576件</li> <li>記載事項の訂正 2,820件</li> <li>査証欄増補 174件</li> </ul>	
	組織体制 (処分権者・人員等)	事務処理 体制	パスポートセンター20名（非常勤職員含む）、各支庁地域振興部総務課総務係（石狩支庁を除く）で対応。

移譲 事務 に 係 る 道 の 措 置  引 継 等	財政的措置	前年度の事務処理件数に応じ権限移譲事務交付金により措置する。	
	人的措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の求めに応じて調整・協議する。</li> <li>事前に研修を実施するとともに、市町村からの要望に基づき実務指導等を適宜行う。</li> </ul>	
	住民への周知	「条例改正の公報掲載」を行うとともに、道のホームページにおいて申請窓口及び申請方法について掲載する。	
	方法（説明会・個別説明）	<ul style="list-style-type: none"> <li>21年2月頃を目処に市町村職員への研修を実施する。</li> <li>市町村への権限移譲の実施にあたってのさまざまな課題について、あらかじめ十分な説明を行うとともに、道の支援協力体制並びに道、市町村、関係機関の連携体制の充実を図る。</li> </ul>	
	直近の実例	H20.2 市町村職員を対象に集合研修（TV会議利用）を実施。 H20.3 市町村職員を対象にパスポートセンターにて実務研修を実施。	
	マニュアル等の配布	マニュアルを配布する。	
	直近の実例	H18.5以降適宜 旅券事務処理マニュアル・旅券業務研修用DVD（パスポート申請・交付マニュアル）の配布	
	移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等があれば、担当部又は支庁で隨時対応する。	

No. 01-16-01

## 第2章 「国の出先機関の見直し」

### 基本的考え方

- 國と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものによる仕組み
- 地方再生、地域振興

### 権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化して、  
「国との出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」  
〔出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③国事担当型〕  
〔を基に仕分けの考え方を提示〕

各府省から「生分解」の見解を取扱い、全国で  
開催会など開業者の意見等を考慮

対象機関の事務・権限を仕分け  
廃止(民営化)、独立行政法人化を含むもの等

【事務・権限の見直しの具体的内容】  
①別添3参照  
②8府省・5系統の116事項の事務・権限を見直し

### 組織の見直し

#### 組織の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現
- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」
- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」
- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し

- ①二重行政の弊害是正の観点からこの組織の組織の見直し
- ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合  
(地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関)

イ 同一府省における出先機関の統廃合

- ワ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合  
※社会情勢の変化により業務そのものが不要となるものは、組織を廃止

○ ウ ②二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続

- ヴ 地域との連携や力ハナシの確保の仕組み  
※総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置

- ウ 協議会を法律上明確に位置付け  
・域内の都道府県知事、政令市市長と市長会・町村委会の代表者で構成
- オ 直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議

- 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

#### 〔組織の改革の方向性〕 → 別添4参照

### 組織の見直し

### 組織の見直し

### 組織の見直し

### 組織の見直し

### 組織の見直し

### 組織の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

○ ①二重行政の見直し

○ ②出先機関の見直し

○ ③国事担当型の見直し

○ ④開業会の見直し

○ ⑤都道府県の見直し

○ ⑥市町村の見直し

○ ⑦政令市の見直し

○ ⑧直轄の見直し

○ ⑨監視の見直し

○ ⑩監査の見直し

○ ⑪監査の見直し

○ ⑫監査の見直し

○ ⑬監査の見直し

○ ⑭監査の見直し

○ ⑮監査の見直し

○ ⑯監査の見直し

○ ⑰監査の見直し

○ ⑲監査の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

○ ①二重行政の見直し

○ ②出先機関の見直し

○ ③国事担当型の見直し

○ ④開業会の見直し

○ ⑤都道府県の見直し

○ ⑥市町村の見直し

○ ⑦政令市の見直し

○ ⑧直轄の見直し

○ ⑨監視の見直し

○ ⑩監査の見直し

○ ⑪監査の見直し

○ ⑫監査の見直し

○ ⑬監査の見直し

○ ⑭監査の見直し

○ ⑮監査の見直し

○ ⑯監査の見直し

○ ⑰監査の見直し

○ ⑲監査の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

○ ①二重行政の見直し

○ ②出先機関の見直し

○ ③国事担当型の見直し

○ ④開業会の見直し

○ ⑤都道府県の見直し

○ ⑥市町村の見直し

○ ⑦政令市の見直し

○ ⑧直轄の見直し

○ ⑨監視の見直し

○ ⑩監査の見直し

○ ⑪監査の見直し

○ ⑫監査の見直し

○ ⑬監査の見直し

○ ⑭監査の見直し

○ ⑮監査の見直し

○ ⑯監査の見直し

○ ⑰監査の見直し

○ ⑲監査の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

○ ①二重行政の見直し

○ ②出先機関の見直し

○ ③国事担当型の見直し

○ ④開業会の見直し

○ ⑤都道府県の見直し

○ ⑥市町村の見直し

○ ⑦政令市の見直し

○ ⑧直轄の見直し

○ ⑨監視の見直し

○ ⑩監査の見直し

○ ⑪監査の見直し

○ ⑫監査の見直し

○ ⑬監査の見直し

○ ⑭監査の見直し

○ ⑮監査の見直し

○ ⑯監査の見直し

○ ⑰監査の見直し

○ ⑲監査の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

○ ①二重行政の見直し

○ ②出先機関の見直し

○ ③国事担当型の見直し

○ ④開業会の見直し

○ ⑤都道府県の見直し

○ ⑥市町村の見直し

○ ⑦政令市の見直し

○ ⑧直轄の見直し

○ ⑨監視の見直し

○ ⑩監査の見直し

○ ⑪監査の見直し

○ ⑫監査の見直し

○ ⑬監査の見直し

○ ⑭監査の見直し

○ ⑮監査の見直し

○ ⑯監査の見直し

○ ⑰監査の見直し

○ ⑲監査の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

○ ①二重行政の見直し

○ ②出先機関の見直し

○ ③国事担当型の見直し

○ ④開業会の見直し

○ ⑤都道府県の見直し

○ ⑥市町村の見直し

○ ⑦政令市の見直し

○ ⑧直轄の見直し

○ ⑨監視の見直し

○ ⑩監査の見直し

○ ⑪監査の見直し

○ ⑫監査の見直し

○ ⑬監査の見直し

○ ⑭監査の見直し

○ ⑮監査の見直し

○ ⑯監査の見直し

○ ⑰監査の見直し

○ ⑲監査の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

○ ①二重行政の見直し

○ ②出先機関の見直し

○ ③国事担当型の見直し

○ ④開業会の見直し

○ ⑤都道府県の見直し

○ ⑥市町村の見直し

○ ⑦政令市の見直し

○ ⑧直轄の見直し

○ ⑨監視の見直し

○ ⑩監査の見直し

○ ⑪監査の見直し

○ ⑫監査の見直し

○ ⑬監査の見直し

○ ⑭監査の見直し

○ ⑮監査の見直し

○ ⑯監査の見直し

○ ⑰監査の見直し

○ ⑲監査の見直し

- 1957年「財政取扱い規則」(8府省15系統の国の出先機関の見直し)を実現

- 1958年「官房内閣令第2007号」(官房内閣から府省が提示)→ 2006年「骨太方針2008」

- 2005年「次期町村会議(基本方針を提示)」→ 2006年「骨太方針2008」

- 2008年「中間審査会(生分解の考え方の見直し)」について各府省の見解を取扱

### 組織の見直し

△事務・権限の見直し

</div

## 国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

<b>沖縄総合事務局</b>	⇒ 組織・定員のスリム化
○他の出先機関と共通の事務権限の見直し	
○二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕	
<b>総合通信局</b>	⇒ 組織・定員のスリム化
<b>法務局</b>	⇒ 組織・定員のスリム化
<b>地方厚生局</b>	⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合
○指定医療機関、基成施設、生活保護施設〔地方移譲〕	
○健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕	
○民主委員等の委嘱〔手続き簡素化〕	
<b>都道府県労働局</b>	⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合
○無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕	
○個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕	
<b>中央労働委員会地方事務所</b>	
<b>地方農政局</b>	⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
○JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕	
○食の安全・信頼、食育等に關する広報啓発〔地方の役割拡大〕	
○国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕	
○農林水産業に關する統計調査〔実査事務の地方移譲〕	
○農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕	
○米穀の買入れ・完済し業務〔実施主体の見直し〕	
<b>森林管理局</b>	⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す
○国有林野事業(人工林の整備等)〔一部独法化〕	
○民有林直轄治山事業〔要件明確化〕	
<b>漁業調整事務所</b>	⇒ 組織・定員のスリム化

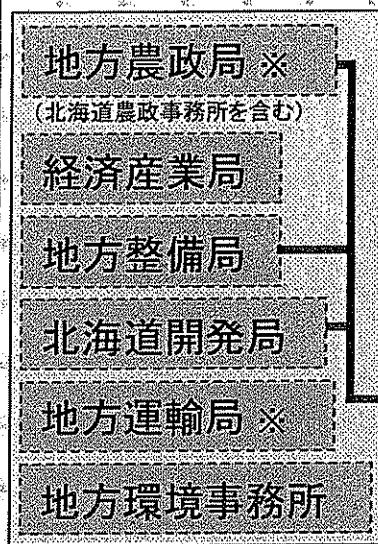
<b>経済産業局</b>	⇒ 地方振興局(仮称)に統合
○消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕	
○消費者生活相談「国と地方の連携強化」	
○省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕	
○西工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕	
○中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕	
<b>地方整備局</b>	⇒ 公共事業の実施機能以外は地方工務局(仮称)に統合
○国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕	
○国営公園の管理〔地方移管〕	
○直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕	
○直轄砂防事業〔要件明確化〕	
○都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕	
<b>北海道開発局</b>	⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
○他の出先機関と共通の事務権限の見直し	
○道州制特区制度に基づく取組みの推進	
<b>地方運輸局</b>	⇒ 地方振興局(仮称)に統合
○自動車登録事務〔一部独法化〕	
○自家用有償運送、運輸代行業〔地方移譲〕	
○自動車道事業〔地方移譲〕	
○地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕	
<b>地方航空局</b>	⇒ 組織・定員のスリム化
<b>地方環境事務所</b>	⇒ 地方振興局(仮称)に統合
○環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕	
○家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕	
○土壤汚染の指定調査機関〔地方移譲〕	
○循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕	

※ 以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し  
 ※ 「地方移譲」「地方への関与縮小」等の具体的な内容は割合を参照

## 【参考】組織改革の方向性(イメージ)

別添4

### i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



地域振興委員会  
(仮称) (注1)

地方振興局  
(仮称)

地方工務局  
(仮称)

※ 地方農政事務所、運輸支局は廃止

(注1)地方自治体との協議機関

### ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの

地方厚生局

都道府県労働局

都道府県労働局を廃止してブロック機関に集約し、地方厚生局と統合

(統合後の)  
ブロック機関

※ 労働基準監督署及びハローワークは、ブロック機関の下に置く。

### iii) 組織を廃止するもの

中労委地方事務所

廃止

### iv) 現行の組織を残すもの

沖縄総合事務局

総合通信局

法務局

森林管理局

漁業調整事務所

地方航空局

沖縄総合事務局

総合通信局

法務局

森林管理局 (注2)

漁業調整事務所

地方航空局

存続 (組織・定員のスリム化)

(注2)既定方針に沿った独立行政法人化後に  
國に残る事務・権限を担う組織を残す。

序

上

存

続

## ■道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

(平成十八年十二月二十日法律第百十六号)

### (道州制特別区域基本方針)

第五条 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

2 道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置（特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。）についての計画及び当該計画の計画期間
- 四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項
- 五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

3～5 略

### (特定広域団体の提案)

第六条 特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。

- 2 特定広域団体は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更（変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる道州制特別区域基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、道州制特別区域推進本部が作成した当該道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### (道州制特別区域計画の作成)

第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。

2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道州制特別区域計画の目標
- 二 当該特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容

三 前号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項

四 特定広域団体が道である場合にあっては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容

イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。）

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）

ハ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項に規定する道道（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業

二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川（同法第九十六条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の知事の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事

五 第二号の広域的施策の施策効果（当該広域的施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。）の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

3 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。

4 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

5 前二項の規定は、道州制特別区域計画の変更について準用する。

#### （国の援助）

第八条 国は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## (整理案2)

### 「条例による法令の上書き権」の創設

現状

- 道州制のもとでは、道州が制度の企画立案権限も含めた立法面での権限移譲を国から受け、地域自らの発想で地域の実情に即した施策を条例に基づいて展開することが期待される。
- しかしながら、現状では国が法令により自治体の事務について詳細に規定しており、また、条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができるところから、自治体が条例で独自の定めをする余地は限られている

課題

- 条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができるという基本原則と整合性をとりつつ、自治体の事務についての条例の制定範囲を拡大するための立法措置が必要である。
- 条例の制定範囲を拡大するよう個別の法令を改正する方法は、これまでの道州制特区の提案や第2期地方分権改革の勧告でも取り組まれてきたが、これをさらに一步進め、条例による法令の上書きを可能とする一般則を法制化することが道州制に向けたモデル的取り組みとして有益である。

目指すすがた

### 条例による法令の上書きを可能とする根拠規定の法制化

道州制特区推進法により指定される特定広域団体が、条例により法令を上書きすることを可能とする根拠規定を地方自治法に創設する。

(上書き=法令の規定の全部又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めること。)

地方自治法第2条第2項の事務が上書きの対象(地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの)

地域の特性に応じて当該法令を施行するために上書きするものであること

個別の法律において上書きを禁じる規定が置かれた場合は、上書きはできない

道州制に向けた自治立法権の強化

## 「条例による法令の上書き権」の創設<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲等後
イメージ図	<p>【「条例による法令の上書き権」の創設】</p> <p>○現状では、条例による法令の上書き権の規定はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>&lt;国&gt; 個別の法律、政令、省令等による義務付け・枠づけ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>&lt;地方&gt; 全国画一的な施策の展開（地域の実情に応じた施策展開ができない）</p> </div>	<p>【条例による法令の上書き権】の創設</p> <p>○ 地方自治法 § 14②に上書き権の規定を設ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>&lt;国&gt; 条例による法令の上書き権を認めるよう地方自治法を改正</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>&lt;地方&gt; 自由度の拡大 → 全国一律ではなく、地域の実情に応じた施策の展開</p> </div>
法 制 度	<p>■条例制定に関する規定</p> <p>○憲法 § 94 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができます。</p> <p>○地方自治法 § 14 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に關し、条例を制定できる。</p> <p>②普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならぬ。</p>	<p>○ 地方自治法 § 14②に、「普通地方公共団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条により政令で指定されたものに限る。以下本条において同じ。）は、第2条第2項の事務について、当該法令の規定で、当該法令の規定の全部し又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、事項を緩和し、若しくはこれらを規定に代えて適用する場合は、この限りでない。」旨の規定を追加する。</p> <p>○ 「上書き」については、地方自治法 § 1-2②に規定される國の役割を侵害したり、法律の明示的規定やその趣旨・目的に反するものでなければ、地方自治法 § 14①で規定する「法律に違反しない」ものと考える。</p> <p>■地方自治体の事務に関する規定</p> <p>○地方自治法 § 2② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務に法律又はこれに基づく政令により処理することとさせているものを処理する。</p> <p>○地方自治法 § 2⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務では、国は地方公共団体の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>■国と地方の役割分担に関する規定</p> <p>○憲法 § 92 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</p> <p>○地方自治法 § 1-2②</p>

国は、(略)住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることとして、地方公共団体との間で適切に役割分担するどともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにならなければならない。

○地方自治法 § 2⑪

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

○地方自治法 § 2⑫

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、運用するようにならなければならない。

## ■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

## ■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の國が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

- 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- 3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- 4 市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- 7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
- 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
  - 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）
- 10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- 11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- 12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
- 13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。